平成２３年（フ）第１０２号
茨城県古河市尾崎3490番地41
債務者　兼子　英子
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第１０４号
茨城県常総市水海道橋本町3326番地１
債務者　井波　良仁
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第１０５号
茨城県古河市茶屋新田45番地
債務者　古河タケ子
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第１６３号
埼玉県深谷市榛沢604番地
債務者　倉﨑ミネ子
1　決定年月日時　平成23年５月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第２４６号
千葉市稲毛区小中台町676番地１　メゾンボナール102号
債務者　鬼塚理恵子
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第２５１号
千葉県浦安市堀江３―18―９、住民票上の住所千葉県船橋市二子町627番地18
債務者　馬内　利奈
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第３３２号
千葉県船橋市高根台３丁目３番243棟406号
債務者　永末　和明
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第３５０号
千葉県市川市大野町４丁目3167番地３
債務者　和田　　猛
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第３７６号
千葉県市原市五井西７丁目６番地５　サカヤタウン出津Ｅ棟
債務者　細野　明子
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第４０５号
千葉市緑区大膳野町４番地851　レオパレスソレーユ204号
債務者　正木　淳子
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第４１０号
千葉県船橋市本郷町675番地３西船川崎荘６号
債務者　岡本　雅博
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第４２９号
千葉県市原市若宮４丁目10番地７
債務者　丸山　達夫
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第４４３号
千葉市稲毛区作草部町601番地１　ハイデンスモトキ102号
債務者　春田　博行
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第４４４号
千葉市稲毛区あやめ台３番８棟304号
債務者　中川　孝子（旧姓春田）
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第３２号
新潟市秋葉区市新279番地
債務者　本間　孝一
1　決定年月日時　平成23年５月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３３号
新潟市秋葉区市新279番地
債務者　本間マサ子
1　決定年月日時　平成23年５月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６５号
新潟市東区太平１丁目11番地16
債務者　佐藤　　勝
1　決定年月日時　平成23年５月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１４６号
新潟市西区小針２丁目30番19号　ルーチェ202号、前住所新潟県上越市大字土橋1708番地２　セジュールＮＫＡ102号
債務者　山本　裕志
1　決定年月日時　平成23年５月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
新潟地方裁判所民事部